

学校における防災力強化の取組について

鳥取県教育委員会

1 被害状況

(1) 人的被害

4件（軽傷3件、重傷1件）

- ・岩美町立岩美西小学校（児童1人が打撲）
- ・倉吉市立小鴨小学校（児童1人が軽い怪我）
- ・倉吉市立西中学校（生徒1人が怪我）
- ・境港市立上道小学校（児童が避難途中、転倒→右手親指亀裂骨折 全治6週間）

(2) 物的被害

公立学校施設関係 (H28.10.28 時点)

- ・小学校 31校、中学校 17校、県立高等学校 8校、県立特別支援学校 5校、給食センター 4件
- ・壁ひび割れ、窓ガラス破損、天井板落下、備品破損等 計 65件



崩落した瓦(倉吉農業高)

私立学校施設関係 (H28.10.27 時点)

○倉吉北高等学校

体育館壁プレス、第二校舎防火扉損壊等
被害額概算 約 744万円



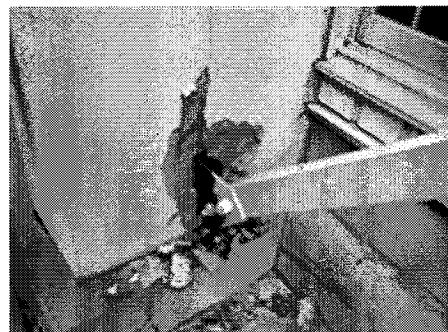
校舎に生じたクラック
(倉吉西高)

○湯梨浜学園高等学校・中学校

校舎屋根瓦、体育館、防火扉損壊等
被害額 約 1,080万円



校舎の結合部のゆがみ(倉吉北高)



体育館の筋交い損壊(湯梨浜学園)

<参考：学校の耐震化状況>

県立学校：緊急性の高いものから計画的に耐震改修を実施。

平成29年度末にはすべての県立学校の耐震化が完了予定。

市町村立学校：耐震化率 (97.5%)

※学校の耐震化を積極的に進めてきた結果、この度の鳥取県中部地震においても、児童生徒の生命と安全の確保及び住民の避難施設として寄与。

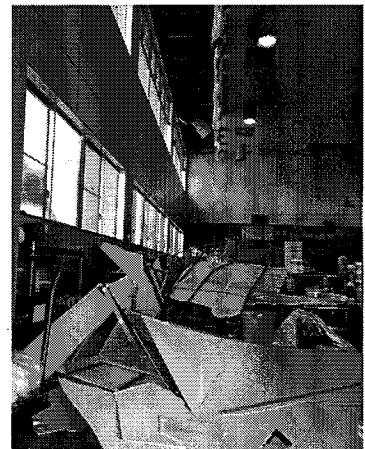
2 臨時休校の状況

10月24日（月）	<ul style="list-style-type: none">・5校が臨時休校（倉吉東高、倉吉西高、倉吉農業高、倉吉総合産業高、倉吉養護学校）・鳥取中央育英高は午後の授業を打切り ※ 公立小・中・特別支援学校は通常授業・倉吉北高等学校、湯梨浜学園中学校・高等学校が臨時休校
10月25日（火）	<ul style="list-style-type: none">・すべての公立学校が通常授業・すべての私立中学校・高等学校が通常授業

3 学校給食の状況

(1) 倉吉市については、給食センターの調理場、洗浄場の外壁や天井板の落下、器具等が破損。

- ・平成28年11月14日（月）から中部4町による支援汁物提供。
- ・平成28年12月8日（木）から倉吉市が鳥取短期大学の給食管理実習棟を借りて、市の給食調理委託業者による給食（汁物）を提供
- ・平成29年1月16日（月）からは、民間業者を活用して給食回数を拡大。
- ・給食の提供にあたっては、鳥取県も倉吉市に対し、財政的な支援を実施。



天井崩落など大きく損壊
(倉吉市給食センター)

(2) 倉吉市学校給食センターの復旧工事

<工期> 平成28年11月29日から平成29年3月10日

<主な改修内容> 天井材：洗浄室は全面改修、配膳室は部分改修

<その他> 3月上旬から設備の動作確認等を行い、4月から給食調理再開の予定。

4 被災した私立学校の復旧等の状況

(1) 湯梨浜中学校・高等学校

年度内に復旧完了見込み

県の災害復旧補助2/3に加え、湯梨浜町が2/9を補助・・・学校法人負担は1/9。

(2) 倉吉北高等学校

年度内に第2校舎東の復旧は完了する見込みだが、第2校舎は増築を繰り返した建物のためつなぎ部分にゆがみが生じた状態。

また、耐震基準を満たしていない体育館、武道場もあるので4月の入学者の人数等を見ながら改築に向けて検討を進める予定。

→ 第2校舎改築、第一体育館の耐震改修、第2体育館・武道場の改築

5 学校における課題

(1) 事前の危機管理

- ・非常持ち出し品・備蓄品の整備、適切な管理
- ・校舎等の耐震化、非構造部材の耐震強化
- ・施設設備の安全点検の徹底
- ・定期的な避難訓練の実施（引き渡し訓練の実施等、多様で地域等と一体になった訓練）

(2) 発生時の危機管理

- ・適切な避難行動の検討（基本的な対応基準の設定と災害状況に応じた適切な判断）
- ・保護者との情報共有（保護者へ連絡手段の複線化、基本となる共通ルールの設定）
- ・学校と所管教育委員会等との連携

(3) 事後の危機管理

- ・児童生徒への心のケア対応
- ・学校避難所の機能強化（多目的トイレの整備等）

6 今後の取り組み

(1) 学校避難所の機能強化等（平成29年度予算編成等において検討）

ア 非構造部材の耐震化

- ・屋内運動場以外の天井が高く、一度に多くの児童生徒が集まる箇所（多目的ホール等）の非構造部材（天井（吊り天井）、照明器具等）の耐震対策の実施

イ 災害時備蓄品の整備

- ・児童生徒の災害時の安全を確保するため、特別支援学校の災害時備蓄品（毛布、トランシーバー、懐中電灯ほか）の整備

ウ 避難所となっている学校の環境整備

○学校体育館の洋式・多目的トイレ整備

- ・県立学校体育館トイレの洋式化、多目的化に係る整備

○学校避難所へのW i - F i 環境の導入促進

- ・県立学校の避難所へのW i - F i 環境の導入

※市町村立施設の整備推進のための施策について要検討。

(2) 「学校の防災マニュアル」の見直し

県教育委員会において、各学校において学校防災マニュアルや防災体制等を検証する際の参考となる資料を作成する。作成した資料については、学校や市町村教育委員会へ通知を行うとともに防災教育研修会などでも周知を行い、学校での防災対策に生かしていく。

学校と地域が連携した避難訓練、学校避難所運営の訓練、外部講師を呼んだ防災教室など、地域や市町村と連携した取組を推進。

(3) 防災教育の充実・強化

改訂マニュアルに沿った実践的な避難訓練の実施や、児童生徒の危険回避実践力を育成するための具体的な進め方を学ぶ研修の実施。

(4) 私立学校における危機管理体制の整備

県教育委員会が作成予定の「学校の防災マニュアル」等を参考に、各学校で体制が整えられるよう県から情報提供等を行う。